

北海道卓球連盟会計規程

(目的)

第1条 この規程は、本連盟の会計に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会計の区分)

第2条 会計区分は、一般会計及び特別会計とする。

2 業務遂行上、一般会計から区分することが必要な場合は、特別会計を設けて行うものとする。

(会計帳簿等)

第3条 出納責任者は、次の各号に掲げる帳簿等を備え、収入・支出を整理しなければならない。

- (1) 金銭出納簿
- (2) 科目別収入及び支出調書
- (3) 収入調書及び支出調書
- (4) 備品台帳
- (5) その他、必要と認められる帳簿

(証拠書類)

第4条 出納責任者は、次の証拠書類を整理保管しなければならない。

- (1) 領収書またはこれに代わるべき書類
- (2) 請求書
- (3) 見積書
- (4) その他、収入・支出の原因となった事項を証明する書類

(出納責任者)

第5条 会長は、本連盟の役員のうちから、出納責任者1人を任命するものとする。

2 出納責任者は、収入の受け入れ、支払等の業務を行う。

3 出納責任者が不在の場合において、特に必要あるときは、出納責任者のあらかじめ指定する職員がその事務を代決することができる。

(収支予算)

第6条 每会計年度における本連盟の収入及び予算は、すべて収支予算に計上しなければならない。

2 収支予算書は、会長が作成し、理事会・総会に付議し、承認を受けなければならない。

(支出予算の執行)

第7条 支出予算は、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。

2 会長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同一の大科目内で、科目間の流用をすることができる。

(予算差引簿)

第8条 会長は、予算差引簿を作成し、予算執行の状況を常に明らかにしておかなければならぬ。

(収入・支出の決定)

第9条 収入及び支出の決定は会長が行う。

2 会長は、前項の決定を行う前に、収入及び支出の確認出来る証書、請求書等により審査を行い、予算に定められた目的の合致、正当性等の調査を行うものとする。

(収入及び支出の手続き)

第10条 収入の受入れ及び支払は、出納責任者が行う。

2 出納責任者は、現金の収納その他の受入れをしたときは、当該収入の受入れに係る収入調書に確認印を押すとともに、必要に応じ領収書を発行しなければならない。

3 出納責任者は、支払をするときは、債権者が指定する金融機関の預金口座への振込または郵便振替の方法により行うものとする。ただし、会長が現金で支払うことが適當と認める行為は、現金で支払うことができる。

(概算払)

第 11 条 本連盟の経費について、概算ができるものとする。

2 概算払をした経費については、目的達成後速やかに精算の手続きをとらなければならない。

(補助金)

第 12 条 本連盟が、関係団体等（以下「補助事業者」という。）に対し補助を行う場合は、予算の定めるところに従い会長が行うものとする。

2 補助交付対象事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 日卓協が主催、共催、または後援し、関係団体等が主管する全国的大会で理事会が承認したもの。

(2) その他、会長が必要と認める事業

(補助金の交付)

第 13 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、会長に対し補助金交付申請書を指定する期日までに提出しなければならない。

2 前条の交付申請があったときは、当該申請内容を審査し、交付すべきと認めたとき、補助金の額を決定し、交付するものとする。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書を会長に提出しなければならない。

(物品の管理)

第 15 条 物品のうちその性質または形態を変えることなく、比較的長期間にわたって使用に耐えられるものは、備品として、備品台帳を設けて、備品の名称、数量、取得価格等の記録を行い、適切に管理しなければならない。

(決 算)

第 16 条 出納責任者は、毎会計年度終了後に、会計帳簿を締め切り、決算書作成に係わる資料を作成し、会長に提出しなければならない。会長は、提出された資料により、収支決算書案を作成し、監事の監査を経て、理事会及び総会に付議し、承認を受けなければならない。

(規程の改正)

第 17 条 この規程の改正は、理事会において定める。

(表簿及び用紙の様式)

第 18 条 この規程に定める各種の表簿及び用紙の様式は、会長が別に定める。

(委 任)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、会計に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。（平成 18 年 3 月 25 日制定）

平成 25 年 3 月 16 日一部改正、平成 25 年 4 月 1 日施行

北海道卓球連盟旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、本連盟の役員及び職員等の対し、支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 役員及び職員等が、本連盟の業務のため、一時事務局または居住地を離れて旅行することをいう。
- (2) 旅行命令者 理事長をいう。

(旅費の支給)

第3条 出張した場合には、旅行者に対し旅費を支給する。

2 旅費は、概算払により支給することができる。この場合においては、旅行を完了した後、速やかに精算しなければならない。

(旅行命令)

第4条 旅行は、旅行命令者の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 旅行命令者が旅行命令（変更を含む）をする場合は、「旅行命令書」（主出調書）によらなければならぬ。

(旅費の計算及び支給方法)

第5条 旅費は、別表により支給する。

(旅費の調整)

第6条 出張を命ぜられた者が、公共の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、または当該旅行の性質上、この規程により旅費を支給することが適当でないと認めた場合には、減額して支給することができる。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は、理事会において決める。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。（平成18年3月25日制定）

平成23年11月19日一部改正、平成24年4月1日施行

平成24年 6月30日一部改正、平成24年4月1日適用

平成31年 3月 2日一部改正、平成31年4月1日施行

別表（第5条関係）

区分		旅費
日当 1日につき	各種会議 等	3,000円
	全道大会派遣	3,000円
宿泊料 1泊につき	甲地方	12,000円
	乙地方	9,000円
鉄道賃	旅客運賃	支給する
	グリーン料金	支給しない
	特別急行料金 片道 100km 以上	支給する (道内出張は、片道 50km 以上とする)
	普通急行料金 片道 50km 以上	支給する (道内出張は適用しない)
	座席指定料金 片道 100km 以上	支給する
船賃 バス賃	普通運賃	支給する
	グリーン料金	支給しない
航空賃	エコノミー	支給する

- 1 甲地方とは、東京都・大阪市・名古屋市・横浜市・京都市・神戸市・北九州市・川崎市及び福岡市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
- 2 道内出張で、JR 北海道旅客鉄道株式会社の R 切符（指定席往復割引切符）または S 切符（自由席往復割引切符）の適用区間を旅行する場合は、この割引運賃を適用する。なお、S 切符適用者で R 切符を確保できない場合は、自由席特急料金とし、座席指定を利用した場合は、座席指定料金を加算する。
- 3 旅費は、計算して得た合計額の 100 円未満を切り上げた額とする。
- 4 組合せ等で長時間（深夜）に亘る会議の日当については、特別措置として加算することができる。

北海道卓球連盟慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、本連盟の役員等の慶弔に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(範囲)

第2条 本規程の適用範囲は次の通りとする。

- (1) 本連盟役員
- (2) 本連盟名誉会長・顧問・参与・監事及び事務局職員
- (3) 本連盟支部の支部長・副支部長及び理事長

(祝賀会)

第3条 前条に掲げる役員等が、卓球競技に関し、次の各号の一つに該当したときは、祝賀会を開催する。

- (1) 叙勲・褒章を受章した場合
- (2) 文部科学大臣表彰を受賞した場合
- (3) 北海道スポーツ賞を受賞した場合

(弔意金)

第4条 第2条各号に掲げる役員等が、次の各号の一に該当したときは、弔意金を贈る。金額については、その都度理事長が決める。

- (1) 第2条第1号、第2号の名誉会長・顧問・参与・事務局職員及び第3号の支部長が死亡したとき
弔意金 10,000円以上、花輪（時価）、弔意電報
- (2) 第2条第2号の監事及び第3号の副支部長及び理事長が死亡したとき
弔意電報

2 第2条第1号及び第2号の該当者で、特に功労のあった役員等は、会長、副会長及び理事長の協議により、本連盟葬を行うことができる。

(通知)

第5条 支部役員等に該当者が生じたときは、支部事務局を通じて本連盟の事務局または理事長に通知するものとする。

(関係者への贈呈)

第6条 第2条に該当しない本連盟に関する団体の役員等への贈呈については、その都度理事長が決める。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は、理事会において決める。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。（平成18年3月25日制定）

平成22年3月20日一部改正、平成23年4月1日施行

北海道卓球連盟各種大会事業運営要綱

1. 目的

この要綱は、本連盟の各種大会の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 登録

本連盟が主催する各大会に出場する選手は、次を除き当該年度会員登録を終えている者とする。ただし、北海道卓球選手権大会に出場する道外学生については大学所在地登録とする。

- (1) 道新杯北海道小学生大会
- (2) 北海道高齢者卓球大会

3. ゼッケンの着用

各大会に出場する選手は必ずゼッケンを着用すること。ゼッケンは当該年度登録で日卓協より支給されたものに限る。ゼッケンの記入方法は、(1)会員登録時に入力した姓、(2)北海道、(3)取得している段位の数字、(4)会員登録時に入力した登録団体名

(1)姓
(2)北海道 マーク (3)段位
(4)登録団体名

4. 各大会の日程

初日、開会式及び優勝杯返還を行う。但し、北海道卓球選手権大会（一般、ジュニアの部）は、初日「ジュニアの部」の優勝杯返還を行い、二日目「一般の部」の返還を行う。前年度優勝者が開会式に参加出来ない時は、杯の持込についての確認と返還者の代理を準備する。「マスターズの部」については、各種目の参加数により日程が確定される。確定された日程は、参加選手が速やかに確認出来るよう、組み合わせと共にホームページで発表する。

5. 表彰

表彰式は最終日に行う事を原則とするが、種目終了毎に隨時実施することもある。

- (1) 表彰の範囲を出場選手数により次のとおりとする。

トーナメント	出場選手	3名（組）以下1位まで。
	出場選手	7名（組）以下2位まで。
	出場選手	8名（組）以上3位まで。

リーグ戦採用の場合（原則3組）

1ブロック	1位まで（3～5組）。
2ブロック	2位まで。
3ブロック以上	3位まで。

6. 大会「種目」の成立要件

トーナメント戦は2名以上の出場で成立する（1名の場合は下の種目とする）。ただし、リーグ戦採用大会、プリンセス大会、高齢者大会はその限りでない。

7. 各大会の支部代表数

各大会の支部代表数は、別表「全道大会支部代表数算出基準」により算出した数とする。

8. 各大会開催要項の送付及び申込

- (1) 各大会開催要項は、大会開催日の2か月前に支部へ送付する。ただし、支部予選期日との関係でそれ以前に必要な場合には申し出により送付する。
- (2) 申込期日を厳守すると共に、所定の用紙に各支部予選会の上位者から記入し、ランキング選手にはラ印をつけること。参加料は必ず銀行振り込みにすること。全国大会の申し込みは原則として、その予選会終了日までとする。

9. 各大会の参加制限

- (1) 中学3年生は国民体育大会（卓球競技）「少年男女」に出場できる。
- (2) 第一三共ヘルスケアレディース大会、プリンセス大会のチーム編成は、レディース委員会に一任する。
- (3) 中学選抜大会（団体戦）のチーム編成は、6人揃わなければ出場できない。ただし、学校の生徒数（1・2年生）が6人揃わない場合はその限りでない。

10. 試合当日の呼び出しに応じない選手の取扱

係が順序に従って呼び出しをしても選手が応じない場合、3回を限度とし棄権とする。選手所属支部責任者より申出があり競技委員長の判断で事情が認められた場合、事情を鑑みた時間経過後、呼び出しに応じない場合は棄権とする。

11. 弃権者の取扱い

参加申し込み後棄権する場合は、必ず速やかに届け出ること。不可抗力な理由以外で無断棄権した場合は、以後の大会参加に関し罰則を設けることがある。特に、ランキングプレーヤーが無断棄権した場合、さらに厳重な罰則を設けることがある。

12. 枠外推薦

- (1) 日本リーグ加盟選手、及び、上部団体の大会や関連する事業に参加し支部予選会に参加出来なかつた者は、当該支部長からの申出によって、北海道卓球連盟が承認の上枠外推薦をする。原則、推薦年齢は39歳までとするが、39歳以上で、過去国際大会等で日本代表の選手経験があり支部予選会を通過するだけの実力を有する者についても、同様の手続きにより特例として枠外推薦をする。
- (2) 日本リーグ加盟選手とその他の選手、及び、道外学生（道内の高校卒業者で日学連登録者）と道内高校生とのダブルスは、支部予選会に参加しなければならない。ただし、他の選手及び道内高校生が、上記により推薦対象者の場合、北海道卓球連盟が承認の上、枠外推薦をする。
- (3) 日本リーグ加盟選手と道外学生とのダブルスは、支部予選会を経ず枠外推薦とする。
- (4) 道外学生のダブルスベスト4は、北海道卓球選手権大会に支部予選を経ず枠外推薦とする。
- (5) 前年度国体代表第2次選考リーグに出場したものは、当該年度の国体北海道予選会に支部予選を経ず枠外推薦とする。

13. 全国大会の代表決定方法

- (1) 代表数によって代表決定戦を行う（7以下の場合原則としてベスト8）。ただし、参加の意思を確認し、必要最少試合数で代表決定戦を行う。時間の状況によっては抽選もある。
- (2) 代表決定後に欠員が生じた場合は、全国大会出場希望選手の中から、推薦委員会が協議の上補充することもある。
- (3) 各種全国大会で予選会を開催しない「全日本クラブ卓球選手権大会」については、参加希望者の中から推薦委員会が協議の上推薦する。
- (4) 推薦（補充）委員会の構成は、理事長、副理事長とする。
- (5) 全日本卓球選手権大会（ホープス、カブの部）の各種目の特別推薦枠1名は第一優先カット型、第二優先ペンホルダー（フォアニッブ高・アンチは避ける）とし、推薦順序は令和元年度以降女子→男子とするが、該当選手がいない場合は男女いずれかを推薦することができる。
- (6) 全日本卓球選手権大会（カデットの部）の特別推薦枠1名は第一優先カット型、第二優先ペンホルダー（フォアニッブ高・アンチは避ける）とし、推薦順序は令和元年年度以降13歳以下女子→14歳以下男子→14歳以下女子→13歳以下男子とするが、該当選手がいない場合は男女いずれかを推薦することが出来る。
- (7) 前(5)及び(6)の特別推薦については、原則として予選会ベスト8以上から選考する。
- (8) 全国大会の無制限出場種目の推薦は、全道大会にエントリーせずに出場可とする。

14. 大学生の参加

- (1) 道外学生（道内の高校卒業者で日学連登録者）は、支部予選を経ず全道大会に枠外参加できる。ダブルスは、道外学生同士に限り枠外参加できる。申込みは、所定の様式「全日本卓球選手権大会予選会申請書」に記載し、大学登録地都府県卓連（協）及び出身高校所在地支部卓連（協）の証明承認を得て、北海道卓球連盟に申込むこと。ただし、国民体育大会北海道予選会には、出身高校支部の承認を得て、その支部より申し込むこと。
- (2) 道内学生は、出身高校所在支部からの参加を認める。
- (3) 支部対抗大会に大学生2名の参加を認める。（大学生1名、高校生1名）可

15. 全日本大会に参加する選手の段位取得

全日本大会に参加する選手は、日卓協段級制規程に定める審査基準に基づき戦績段位を取得しなければならない。取得する段位、申請手続き等は、本連盟の段級制実施要領によるものとする。

16. 各種大会の審判員制度

各大会は、原則敗者審判及び相互審判とするが、準々決勝以降および、国民体育大会北海道予選会代表決定リーグ戦は審判員を配置して行う。第一三共ヘルスケアレディース大会、プリンセス大会についてはレディース委員会に一任する。

ただし、次の大会については全試合審判員を配置しなければならない。

- (1) 北海道卓球選手権大会（ホープス・カブ・バンビの部）
- (2) 北海道ホープス卓球大会（団体戦）
- (3) 道新杯北海道小学生卓球大会
- (4) 道新杯北海道実業団卓球選手権大会
- (5) 道新杯支部対抗卓球大会

17. 国体選手選考方法

(1) 本連盟特別推薦枠

ア. ナショナルチーム、ジュニアナショナルチームに所属する選手、又は、当該年度日本卓協推薦によりITTF主催の国際大会に出場した選手上位1名を推薦する。ただし、自費参加及び高体連推薦は除く。

イ. 上記アに該当する選手がない場合、下記推薦条件優先順位に従い上位1名を推薦する。
北海道予選会前に推薦が確定した選手は、予選会に出場しない。

- (ア) 成年男女 1. 前年度全日本卓球選手権大会シングルスベスト16
2. 前年度全日本社会人卓球選手権大会シングルスベスト8
3. 前年度全日本学生卓球選手権大会シングルスベスト8
4. 北海道予選会第2次選考リーグ第3位

- (イ) 少年男女 1. 前年度全日本卓球選手権大会シングルスベスト16
2. 前年度全日本卓球選手権大会ジュニアベスト8
3. 当該年度全国高等学校卓球選手権大会シングルスベスト8
4. 北海道予選会第2次選考リーグ第3位

(2) 第1次選考トーナメント

ア. 成年男女 4ブロックに分けトーナメントを行い、各ブロック1位の4名を選出する。
ただし、参加選手が少數の場合は、リーグ戦とする。

※第1次選考トーナメント免除者は、前年度国体1、2代表とする。但し、
申込がなかった場合は、ブロックを追加する。

イ. 少年男女 4ブロックに分けトーナメントを行い、各ブロック1位の4名を選出する。

(3) 第2次選考リーグ

ア. 成年男女 6名によるリーグ戦を行い、代表2名を選出する。残る1名は、特別推薦枠から選出する。

イ. 少年男女 第1次選考トーナメント1位4名と、前年度国体代表者(補欠含)で申込があった選手、及び前年度北海道卓球選手権大会ジュニアランキング上位より該当者4名の8名によるリーグ戦を行い、2名を選出する。残る1名は、特別推薦枠から選出する。

18. 各種大会における競技者の服装

- (1) (ラージボール使用の大会を除き) 団体戦に出場する同一チームの全員およびダブルスの組は、靴および靴下を除き公認された同一のシャツ及び同系色のショーツで競技すること。
- (2) 対戦する競技者または組は、観客が容易に識別できる程度に明らかに異なった色の服装で競技しなければならない(審判長が必要と認めた時)。
- (3) 第一三共ヘルスケアレディース大会ダブルス団体戦の服装については、レディース委員会に一任する。

19. ランキングの決定方法

(1) ランキングの決定

ア. ランキングは大会ごとに決定し発表する。出場選手数により次のとおりとする。

出場選手数	16名(組)以上	8位まで
	15名(組)以下	4位まで
	7名(組)以下	2位まで

3名（組）以下 1位まで

- イ. リーグ戦採用種目でブロック数が7以下の場合、ランキングはブロックと同数となる。
また、ブロック数1の場合、3名は1位、4・5名は2位までとする。
- ウ. 順位は、各部門の優勝者を1位、準優勝者を2位、準決勝敗者を3・4位、準々決勝敗者を5・6・7・8位とし、ゲーム又はポイントの得失比率により決定する。同率の場合は成績上位者に負けた者を上位とする。
- エ. その他についてはランキング委員会（競技委員長と審判長及び委員）が決定する。
- オ. カデット・ホープス・カブ・バンビで全国大会代表決定戦を行った場合は、その勝者をランキング上位とする。

20. ランキング保持者の優遇措置

ランキング保持者は、支部予選を経ず直接全道大会に参加できる。

※当該年齢に達して種目が変わった場合でも同様とする。

- (1) 前年度各種大会のランキング保持者は、次年度当該大会の同一種目に出場できる。
- (2) 前年度北海道卓球選手権大会（マスターズの部）サーティ・フォーティ・フィフティ・ローシックスティ・ハイシックスティ・ローセブンティ・ハイセブンティのランキング保持者で、当該年度それぞれフォーティ・フィフティ・ローシックスティ・ハイシックスティ・ローセブンティ・ハイセブンティ・エイティに達した選手は、いずれか一方の種目を選んで出場できる。ただし、一般ランキング保持者と前年度北海道社会人卓球選手権大会シングルスランキング保持者で満30歳以上の選手は、一般または当該年齢までの該当する種目のうち、一つを選択し出場出来るものとする。
- (3) 同（バンビ、カブの部）、（カデット13歳以下の部）、（カデット14歳以下の部）、（ジュニアの部）ランキング保持者で、当該年度にそれぞれカブ、ホープス、カデット13歳以下、カデット14歳以下、ジュニア、一般に達した選手は、一つ上の年齢種目に出場するものとする。また、（ジュニアの部）、（カデット14歳以下の部）ランキング保持者は、国民体育大会北海道予選会に出場できる。
- (4) 前年度北海道卓球選手権大会一般ランキング保持者は、翌年度の北海道卓球選手権大会一般シングルスの4回戦からのシードとする。
- (5) 国体予選会は、前年度北海道卓球選手権大会ランキン保持者とする。
- (6) 前年度国体代表選手は予選会を経ず全道大会へ出場できる。（前年度少年の部代表で当該年度成年の部に出場の者も予選会を経ず全道大会へ出場できる。）
- (7) 参加申し込みについては所属支部から申込むこと。
- (8) 日卓協、日本リーグ連盟、日学連、高体連及び中体連から推薦された者、または全日本ランキン保持者は、北海道予選を経ず全日本卓球選手権大会に出場することができる。
- (9) 教職員連盟から推薦された者は、北海道予選を経ず全日本社会人選手権大会に出場することができる。

21. 小学・中学・高校・大学卓球選手権大会シングルス・ダブルスの優遇措置

- (1) 北海道卓球選手権大会（ホープスの部）シングルスベスト8入賞者は、その年の北海道卓球選手権大会カデット13歳以下の部に出場することができる。
- (2) 北海道中学卓球選手権大会シングルスベスト8入賞者は、その年の北海道卓球選手権大会のジュニアの部に出場することが出来る。また、前年度の同大会でベスト16の者は、北海道卓球選手権大会カデットの部に出場することができる。
- (3) 北海道高校卓球選手権大会シングルスベスト8入賞者は、当該年度北海道卓球選手権大会

の、1年生・2年生はジュニアの部、3年生は一般の部に出場することができる。

- (4) 当該年度北海道大学卓球連盟シングルス推薦選手8名、ダブルス4組は、大学所在地、又は、出身高校所在支部のどちらからでも北海道卓球選手権大会に出場することが出来る。

22. 各大会の組合せ

- (1) 組み合せは、各大会の組合せ委員会において決定する。

- (2) シード決定の優先順位については次のとおりとする。

ア. 北海道社会人卓球選手権大会・北海道卓球選手権大会

(ア) 前年度ランキング

(イ) 前年度ベスト16

(ウ) 北海道卓球選手権大会については、社会人・大学・高体連・ジュニア・中体連・カデットの入賞者も考慮する。

イ. 北海道卓球選手権大会（マスターズの部）

(ア) 前年度ランキング

(イ) 前年度ランキング保持者で当該年度一つ上の年齢種目に出場するもの。

(ウ) 前年度ベスト16

ウ. 国体予選会

(ア) 成年男女

①前年度代表

②前年度北海道卓球選手権大会ランキング（選抜方法が他の種目と異なるため、前年度代表及び前年度ランキング上位4名を順にシードし、ランキング下位者は次の段階のフリーシードとする。）

③前年度国体代表第2次選考リーグに出場したもの。

(イ) 少年男女

①前年度代表

②前年度北海道ジュニアランキングベスト8

③当該年度北海道高体連ベスト8

④前年度国体代表第2次選考リーグに出場したもの

エ. 実業団大会は、前年度の1、2位をシードし、その他については監督会議で決定する。

オ. プリンセス大会は、レディース委員会に一任する。

カ. 北海道中学選抜卓球大会は、中学担当理事に一任する。

キ. 北海道卓球選手権大会（カデットの部）

(ア) 14歳以下の部

① 前年度ランキング

② 当該年度中体連の成績

③ 前年度13歳以下ベスト16

④ 前年度（一般・ジュニアの部）の成績

(イ) 13歳以下の部

① 前年度ランキング

② 当該年度中体連の成績

③ 前年度道新杯小学生大会

④ 当該年度（ホーパスの部）

⑤ 前年度選手権（一般・ジュニアの部）の成績

(ウ) ダブルスの部

- ① 前年度ランキング
- ② 前年度（一般の部）ダブルスの成績
- ③ 前年度ダブルスベスト16
- ④ ペアのシングルス成績

ク. 北海道卓球選手権大会（ホープスの部）

- (ア) 前年度ランキング
- (イ) 前年度道新杯小学生大会
- (ウ) 前年度カブの部

ケ. 北海道卓球選手権大会（カブの部）

- (ア) 前年度ランキング
- (イ) 前年度道新杯小学生大会
- (ウ) 前年度バンビの部

コ. 北海道卓球選手権大会（バンビの部）

- (ア) 前年度ランキング
- (イ) 前年度道新杯小学生大会

(3) 同一支部の選手は均等に配置する。また同一支部で同一チームの選手は、可能な限り均等に配置する。

(4) 支部の大会申込の順位は可能な限り考慮する。

(5) 組合せ終了後、シード選手の棄権による変更は行わない。

23. 他都府県で単独開催される大会への参加

(1) 本連盟の推薦を要する大会参加は、当該年度の次の大会ランキング選手を対象とする。

ア 一 般 の 部 北海道卓球選手権大会（一般の部）、北海道社会人卓球選手権、北海道卓球選手権大会（ジュニアの部）、北海道大学卓球選手権大会の順とする。

イ ジュニア の 部 北海道卓球選手権大会ジュニアの部、北海道卓球選手権大会カデットの部14歳以下の順とする。

ウ ホープス の 部 北海道卓球選手権大会ホープスの部、北海道卓球選手権大会カブの部の順とする。

エ マスターズ の 部 北海道卓球選手権大会マスターズの部当該種目ランキングとする。
なお、大会種目が同一でない場合は、若い年代を優先する。

(2) 東アジアホープス代表選考会は、当該年度北海道卓球選手権大会ホープスの部上位者、前年度道新杯小学生大会5年生の部上位者の順とする。

(3) 推薦枠に余裕があるときは、推薦委員会が選考する。

(4) 本連盟の推薦を要しない大会については、希望により大会要項を送付し、申込みは直接各自が行う。

24. 要綱の改正

この要綱の改正は、理事会において決める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。（平成18年3月25日制定）

「各種大会事業運営について」平成18年3月31日廃止。
 平成18年11月18日一部改正、平成19年4月1日施行
 平成19年 3月17日一部改正、平成19年4月1日施行
 平成19年 4月14日一部改正、平成19年4月1日施行
 平成20年 3月22日一部改正、平成20年4月1日施行
 平成21年 3月20日一部改正、平成21年4月1日施行
 平成21年 6月20日一部改正、平成21年7月1日施行
 平成21年11月28日一部改正、平成22年4月1日施行
 平成24年 3月17日一部改正、平成24年4月1日施行
 平成24年 6月30日一部改正、平成24年7月1日施行
 平成24年11月17日一部改正、平成25年4月1日施行
 平成25年 3月16日一部改正、平成25年4月1日施行
 平成25年 6月23日一部改正、平成25年7月1日施行
 平成27年11月28日一部改正、平成28年4月1日施行
 平成29年 3月14日一部改正、平成29年4月1日施行
 平成31年 3月 2日一部改正、平成31年4月1日施行

別 表 全道大会支部代表数算出基準

区分 登録人員	①社会人・国体・選手権 (一般・ジュニア・マスターズ)		②選手権 (ホープス)		③選手権 (カデット)		
	単	複	単	単	小中合計	単	複
2,000人以上	32	16	12	無制限	1000以上	32	16
350人以上	16	8	8	無制限	700以上	20	8
200人以上	12	6	5	無制限	500以上	16	8
150人以上	10	5			300以上	14	4
50人以上	8	4			200以上	12	4
50人未満	6	3			150以上	10	4
付 記	ア ②選手権ホープスの部の単は、上記の基本数に小・中学生の登録人員の和が200人以上は4名、100人以上は2名を加算した数とする。						100以上 7 3
	イ 開催支部の代表数は、上記で算出した数のA・B支部は5割増し、C・D支部は10割増しとする。						50以上 5 2
	ウ 登録人員は、前年度の登録人員を適用する。						50未満 3 2

北海道卓球連盟段級制実施要領

(総則)

第1条 この要領は、公益財団法人日本卓球協会（以下「日卓協」という。）が制定した段級制規程に基づき、北海道卓球連盟（以下「本連盟」という。）としての段級制の実施方法について定めるものとする。

(資格)

第2条 段位又は級の資格を取得できるものは、次のとおりとする。

- (1) 段位又は3級から1級まで受審するものは、日卓協の登録会員であること。
- (2) 5級から4級まで受審するものは、日卓協の登録会員でなくてもよい。

(審査及び認定方法)

第3条 審査及び認定方法は、次のとおりとする。

- (1) 4段から10段までの審査は、各支部長より申請に基づき、本連盟の段級制委員会で審査の上、日卓協（段級制委員会）に進達するものとする。
- (2) 3級から3段までの審査は、各支部に加盟している個人又は支部長よりの申請に基づき、本連盟の段級制委員会で審査の上決定し、本連盟会長の認定により日卓協に申請する。
- (3) 5級から4級までの審査は、各支部内に設置される支部段級認定会において決定する。支部段級認定員は、上級を含む公認コーチ、スポーツ指導員より各支部長が選任し、本連盟段級制委員会に通知するものとする。
なお、員数及び任期等は各支部長に一任する。
- (4) 認定基準は、大会成績（戦績段位・戦績級位1級～3級）・貢献歴（名誉段位）実技審査（4級～5級）の日卓協の基準に基づき、本連盟が定める別表「段級審査認定基準」によるものとする。

(審査料及び登録料)

第4条 各支部長は段位又は級の受審に伴う審査料及び登録料を徴収するとともに、本連盟に段位又は級の申請を行う時は登録料を納入するものとする。

(等級)	(受講料金)	(審査料)	(登録料)
------	--------	-------	-------

		支部手数料	本連盟納付料
--	--	-------	--------

5級～4級	1,300円	500円	800円（内日卓協600円）
19才未満の生徒	1,000円	500円	500円（〃300円）
3級～1級	1,500円	0円	1,500円（〃900円）
19才未満の生徒	1,200円	0円	1,200円（〃720円）

初段 10,000円（19才未満の生徒4,000円大学生6,000円）

2段 20,000円（〃10,000円）

3段 30,000円

4段

10段 100,000円

日卓協 60%
本連盟 20%
支部 20%

※ 7段から10段の成績段位については贈呈となる。

(1) 既に段位を取得している者は、認定段位との差額を納入する。

差額特例 高校生初段→高校生2段= 6,000円

高校生初段→高校生3段= 16,000円

大学生初段→大学生2段= 10,000円

大学生初段→大学生3段= 20,000円

(2) 日卓協の発展に貢献し日本卓球の名声を高めた者に対し、審査料を免除する場合がある。

(段位及び級の取得者名簿の作成)

第5条 段位及び級の取得者名簿は、毎年段級制委員会が各支部と確認、調整を行い作成する。

(要領の改正)

第6条 この要領の改正は理事会において決める。

(補 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、段級制実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、昭和56年6月15日から施行する。

昭和62年4月 1日一部改正

平成 4年4月 1日一部改正

平成19年3月17日一部改正、平成19年4月1日から施行する。

平成19年4月14日一部改正、平成19年4月1日から適用する。

平成25年3月16日一部改正、平成25年4月1日から施行する。

平成25年6月23日一部改正、平成26年4月1日から施行する。

別 表 (第3条 関係)

段級審査認定基準

1. 戦績段位

初 段	(A) 全日本選手権大会(一般・ジュニア・団体・マスターズ)、(B) 全日本社会人選手権大会、(C) 全日本実業団選手権大会、(D) 国民体育大会、(E) 全日本クラブ選手権大会(1部のみ) 北海道代表又はこれに相応する戦歴を有する者
2 段	上記(A)(B)(C)(D)いずれかの大会で2回勝った者及び都道府県大会優勝者
3 段	〃 3~4回勝った者及び北海道選手権優勝者
4 段	〃 5回勝った者又はこれに準ずる成績を上げた者
5 段	〃 各大会入賞者及び国際試合日本代表者
6 段	〃 各大会優勝者及び国際試合日本代表者
7 段	全日本選手権大会(一般)個人戦優勝者
8 段	アジア競技大会及びアジア選手権大会個人戦優勝者
9 段	世界選手権大会個人優勝者
10 段	オリンピック競技大会優勝者

※ 団体戦に於ける勝利回数は、チームの勝利回数をカウントするものとする。

※ 7段以上については平成17年4月1日以降の成績に基づき贈呈段位とする。

※ 平成元年度以降の上記(A)(B)(C)各大会出場で、初出場者は初段、計3回出場者は2段、計5回出場者は3段を取得しなければならない。

その場合の出場回数は(平成元年度以降の)同一大会ごとに計算する。また、(A)全日本選手権大会・一般単複でベスト16に入った者は4段、ベスト4入賞者は5段を取得しなければならない。

但し、全日本選手権(マスターズ)の70歳以上の種目に出場する者は、最初に取得した段位のまま以降の大会に出場することができる。

2. 名誉段位

初 段	北海道卓球連盟並びに協会で1～2年役員歴 公認審判員資格取得者
2 段	北海道内各連盟並びに協会で3～4年役員歴 上級公認審判員及び国際審判資格取得者
3 段	北海道内各連盟並びに協会で5～6年役員歴 支部管内市町村区域の正副理事長 公認レフリー資格取得者
4 段	北海道内各連盟並びに協会で7～8年役員歴 本連盟正副理事長 支部管内町村地区正副会長
5 段	北海道内各連盟並びに協会で9～10年役員歴 各支部正副会長 国際試合監督、コーチ
6 段	北海道内各連盟並びに協会で11～14年役員歴 本連盟正副会長
7 段	本連盟正副会長及び経験者で役員歴15年以上で日卓協の運営発展に貢献のあった者 (45歳以上)
8 段	日卓協の役員として運営発展に貢献のあった者 本連盟正副会長及び経験者で日卓協の運営発展に貢献のあった者(50歳以上)

※名誉段位の9～10段は、日卓協の正副会長対象につき記載なしどする。

※顧問、参与については役員歴を基準とするが、該当しない場合は下記の通りとする。

3～5段	本連盟並びに各支部顧問、参与
------	----------------

※ 名誉段位と戦績段位双方に該当する場合は、高段位の方をとることとする。

3. 級認定基準

5 級	打法を問わず20球続けることができる。相手は任意（ロボットマシン可）とする。 認定員がエラーした場合は試技をやり直す。認定員とではなく選手同士が認定員の見ている前で行ったものも有効とする。
4 級	5回の試技にて40球（一往復を1球と数える）続けられること。選択する技は、フォアハンドロング、バックハンドショート、ツツキ、フォアハンドカット、バックハンドカットのいづれか2つを40球続けること。
3 級	全日本選手権大会（ホープス・カブ・バンビ）予選会出場者 全国ホープス選抜大会予選会出場者
2 級	全日本選手権大会（一般・ジュニア・団体）予選会出場者 全国レディースブロック大会出場者 全国中学校大会予選会出場者 全日本選手権大会（カデット）予選会出場者
1 級	全日本医歯薬学生卓球大会出場者 全国ろうあ者卓球選手権大会出場者 国際クラス別肢体不自由者卓球選手権大会出場者 FIDジャパン・チャンピオンシップ卓球大会出場者 全国青年大会卓球競技出場者

4. 升級基準

- (1) 本連盟及び本連盟支部役員を歴任し、段位習得後相当の年数を経過し卓球界の発展に貢献のあった者について本連盟段級制委員会の審査を経て日卓協へ申請することができる。
- (2) 戦績により段級を取得した者で卓球界の発展に貢献のあった者について支部経由で本連盟段級制委員会の審査を経て日卓協（4段以上は日卓協審査）へ申請する。
- (3) 役員歴・戦績と年代について次のとおりとする。

年 代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
役員歴・戦歴	8年以上	6年以上	4年以上	3年以上	2年以上

副会長選出支部指名基準

1 目的

この基準は、本連盟規約（内規）第2条第1項第1号に基づく副会長の選出に関し、本連盟が指名する支部について、必要なことを定めることを目的とする。

2 選出区分

道央ブロック（3名以内）は、A支部2名以内とB支部1名の2区分とする。

3 候補者の推薦

支部が推薦する候補者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 支部の支部長とする。ただし、支部長を選出できないブロックは、副支部長を推薦することができる。
- (2) 副会長の職務を遂行できる人。
ア 会長職務の代行（全道大会等のあいさつ）
イ 会議出席（理事会、総会等）

4 支部の指名

各ブロックとも当該支部間で協議して候補者を推薦し、推薦された中から会長が指名する。

附則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。（平成18年6月17日理事会決定）

〈参考〉

ブロック	人数	対象支部 (A,B支部)	21・22年度	23・24年度	25・26年度	27・28年度	29・30年度	R1・2年度
S道 央	3 以内	札幌 (2名以内)	平、高木 加納(会長指名)	平、高木 四日市(会長指名)	鈴木、河村 高木(会長指名)	鈴木、河村 高木(会長指名)	鈴木、河村 高木(会長指名)	鈴木、小泉 宮嶋(会長指名)
		B支部(千歳、 江別、後志、岩 見沢)	吉川(江別)	吉川(江別)	山本(千歳)	吉川(江別)	吉川(江別)	沼田(千歳)
道南	1	函館、室蘭 苫小牧、日高	遠藤(苫小牧)	遠藤(苫小牧)	仲川(室蘭)	小笠原(函館) 遠藤(会長指名)	小笠原(函館) 遠藤(会長指名)	本多(室蘭) 遠藤(会長指名)
道東	1	十勝、釧路 根室、北見	亀嶋(釧路)	亀嶋(釧路)	高木(十勝)	三宅(根室)	三宅(根室)	千葉(釧路)
道北	1	旭川、名寄	岡崎(名寄)	岡崎(名寄)	高瀬(旭川)	高瀬(旭川)	高瀬(旭川)	高瀬(旭川)

※対象支部欄：登録人員の多い順

監事選出支部指名基準

1 目的

本連盟規約（内規）第2条第3項に基づく監事の選出に関し、本連盟が指名する支部について、必要なことを定めることを目的とする。

2 支部の選出

候補者を推薦する支部の選出方法は、次の通りとする。

- (1) B支部は、平成29年度以降、道北・道南・道央・道東の各ブロック順に選出する。平成27年度は釧路とする。
- (2) C・D支部は、平成27年度以降、道東・道北ブロックと道央・道南ブロックの2区分の交替制で選出する。平成27年度は、道東・道北ブロックとする。

3 候補者の推薦

支部が推薦する候補者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 支部の会員で、会計に精通し、監査業務を遂行できる人
- (2) 会議（理事会、総会等）に出席できる人

4 候補者の指名

支部が推薦する候補者の指名方法は、次の通りとする。

- (1) B支部は、当該支部間で協議して候補者を推薦し、推薦された中から会長が指名する。
- (2) C・D支部は、当該支部から候補者の推薦を受け、推薦を受けた中から会長が指名する。
- (3) B支部及びC・D支部選出の監事の任期は、2年であるが、A支部を含めた3人の監事が同時に替わることのないように4年をめどに指名する。

附則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。（平成18年6月17日理事会決定）

〈参考〉

選出区分	人数	H21・22年度	H23・24年度	H25・26年度	H27・28年度	H29・30年度	R1・2年度
A支部	1	原H15～	鈴木(札幌)	鈴木(札幌)	染川(札幌)	星(札幌)	星(札幌)
B支部	1	麦嶋(千歳)	麦嶋(千歳)	斎藤(釧路)	斎藤(釧路)	辻(名寄)	辻(名寄)
C・D支部	1	百武(北見)	上村(日高)	上村(日高)	中田(富良野)	中田(富良野)	藤田(深川)

顧問、参与対象者の推薦基準

1 目的

この基準は、本連盟規約（内規）第4条に基づく顧問及び参与の対象者の推薦に関し、本連盟が必要なことを定めることを目的とする。

2 対象者の推薦

対象者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 顧問（方針、企画等組織の重要な事項に関し諮問）

ア	副会長職経験者	3期6年以上
イ	理事長職〃	2期4年以上
ウ	名誉会長職〃	
- (2) 参与（事務、事業の実施等に関し諮問）

ア	副理事長職経験者	2期4年以上
イ	理事職〃	8期16年以上
ウ	監事職〃	2期4年以上
エ	財政協力者	

附則 この基準は、平成23年4月1日から施行する。（平成22年3月20日理事会決定）

北海道卓球連盟役員名簿

(令和元年度～2年度)

会長 平 公夫

副会長	鈴木 文夫・小泉 和夫 (以上道央ブロック・札幌支部) 沼田 義生 (道央ブロック・千歳支部)・高瀬 善朗 (道北ブロック・旭川支部) 遠藤 連 (会長指名)・宮嶋 衛次 (会長指名) 本多 司 (道南ブロック・室蘭支部)・千葉 賢市 (道東ブロック・釧路支部)
理事長	柳原 正明 (札幌支部)
副理事長	楫下 博・北里 嘉則・鈴木 豊・上田 栄子 (以上札幌支部) 大西 雅文 (名寄支部)
常任理事	柳原 正明・楫下 博・北里 嘉則・鈴木 豊・上田 栄子・井上 大介・小塙 秀馬 塙 文男・齋藤富美子・森 美香子 (以上A支部・札幌) 大西 雅文 (B支部・名寄)・松田 正信 (B支部・十勝) 高橋 春雄 (大学連)・櫛引 文彦 (高体連)・星 将則 (中体連) 矢川 博康・松浦乃利江 (以上会長指名)
理事	佐々木達志 (函館支部) ・ 山本 茂 (旭川支部) ・ 太田 信一 (室蘭支部) 福士登志緒 (江別支部) ・ 櫻井 洋史 (千歳支部) ・ 山本 満 (釧路支部) 萩原 敏彦 (苫小牧支部) ・ 小田 央朗 (北見支部) ・ 林 良彦 (根室支部) 松本 遊 (後志支部) ・ 小町 義幸 (岩見沢支部) ・ 上村 秀一 (日高支部) 経塚百合子 (滝川支部) ・ 桜井 匠 (留萌支部) ・ 中坪 道夫 (紋別支部) 田中 誠一 (稚内支部) ・ 金子 文夫 (小樽支部) ・ 関川 幸 (富良野支部)
監事	星 哲夫 (A支部・札幌) ・ 辻 正信 (B支部・名寄) ・ 藤田 順二 (D支部・深川)

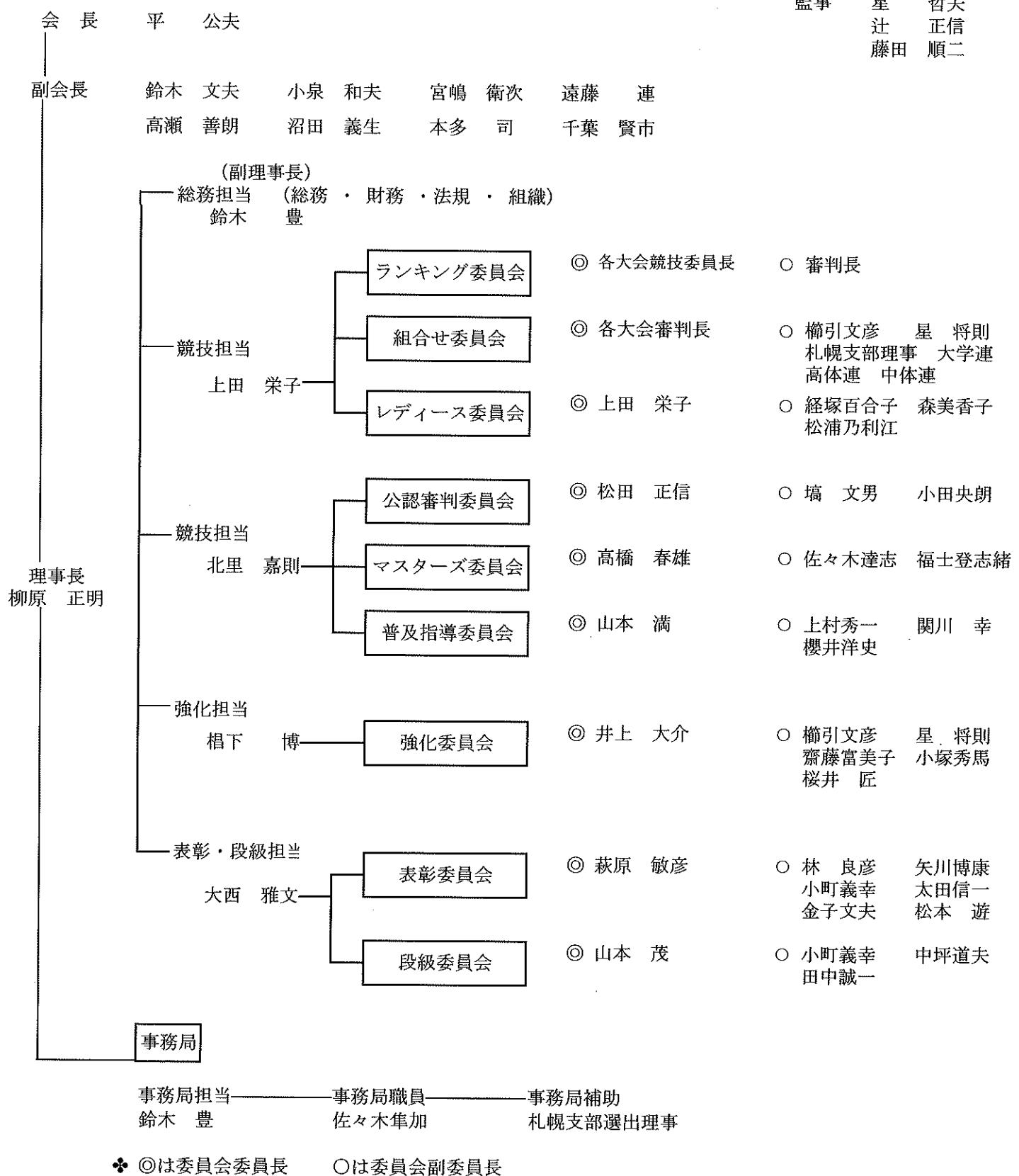
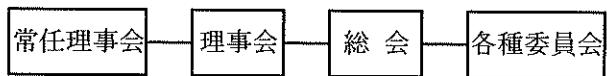
北海道卓球連盟名誉会長・顧問・参与名簿

名誉会長 大長 記興

顧問 小笠原 孝 (函館支部) ・ 森川 基嗣 (函館支部) ・ 松川 裕三 (札幌支部)
加納 利一 (札幌支部) ・ 高木 宏壽 (札幌支部) ・ 河村 耕作 (札幌支部)
吉川 敬造 (江別支部)

参与 前沢 一雪・川島 光一・今井 忠則・松原 秀男・秋山 秀雄・石黒 雍央・泊谷 次郎
高橋 俊彦・坂井 一郎・原 一驥・百武 勝明・麦嶋 正弘・鈴木進太郎・田中 勝夫
佐々木秀男・善部 政和・大西 晃・丹羽 幸夫・斎藤 久士・中田 芳治

令和1・2年度
組織図及び役員の分担



各種委員会幹事

強化委員会幹事

荻原 典和	川島 勇樹	岡 れいさ	澤口 平	高橋 真
佐藤 敏史	佐藤 裕	和久田純平	南葉 忠志	平森 俊明
田中 秀紀	久保村泰輔	濱野 兼貴	皆川 直人	田牧 雅也
佐藤 史人	荻野 謙太	有賀 大祐	二上 雅一	(以上札幌支部)
大橋 宏朗	小林 正佳	菊地 浩太 (以上函館支部)		
赤塚 典弘 (旭川支部)		猪谷 憲恭 (美唄支部)		
仲川 明 (苫小牧支部)		林 亨	長嶋 照彦 (以上十勝支部)	

組合せ委員会幹事

三上美津子	行天小夜子	高平 芳美	小松 洋子	佐藤 敏史
三上 敬揮	柿崎多太弘	高橋 真	角 智幸	大屋敷 全
佐藤 裕	辰巳 幸一	猪股 純	平森 俊明	南葉 忠志
佐藤 史人	田中 秀紀	濱野 兼貴	久保村泰輔	荻野 謙太
有賀 大祐	皆川 直人	田牧 雅也	二上 雅一 (以上札幌支部)	

レディース委員会幹事

太田 真理 (旭川支部)	福士久美子 (江別支部)	安保千恵子 (苫小牧支部)
松田 祥子 (十勝支部)	堀野 和子 (小樽支部)	津軽屋洋子 (函館支部)
笹森 明子 (千歳支部)		

公認審判委員会幹事

鈴木 秀典 (紋別支部) 太田 真理 (旭川支部)

競技運営担当幹事

香川 浩幸	三上美津子	佐藤 敏史	三上 敬揮	柿崎多太弘
高橋 真	角 智幸	大屋敷 全	佐藤 裕	辰巳 幸一
猪股 純	平森 俊明	南葉 忠志	佐藤 史人	田中 秀紀
濱野 兼貴	久保村泰輔	荻野 謙太	有賀 大祐	皆川 直人
田牧 雅也	二上 雅一	(以上札幌支部)		

